

変更届の手引き

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業
(積替・保管を除く。)

神 奈 川 県

令和8年1月

目 次

1	申請窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	変更届の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	変更届出書添付書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	3

1 申請窓口（下記のいずれか1箇所）

住所〔個人〕 本店所在地〔法人〕	申請窓口 連絡先
横浜市、川崎市、 神奈川県外	環境農政局 環境部 資源循環推進課 分室 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁新庁舎） Tel (045)210-1111 内線 4161～4165 FAX (045)210-8845 ※積替・保管を含む許可、処分業で県の許可を受けている場合の収集運搬業の届出手続きは現に許可を受けた地域県政総合センターで行います
横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19（県横須賀合同庁舎） Tel (046)823-0210（代表） FAX (046)824-2459
相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） Tel (046)224-1111（代表） FAX (046)225-5218
平塚市、藤沢市、 茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒254-0054 平塚市中里50-1（県平塚合同庁舎） Tel (0463)45-3150（代表） FAX (0463)45-3287
小田原市、南足柄市 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課 〒250-0042 小田原市荻窪350-1（県小田原合同庁舎） Tel (0465)32-8000（代表） FAX (0465)32-8111

- 積替・保管を含む許可、処分業で県の許可を受けている場合の収集運搬業の届出手続きは、現に許可を受けた地域県政総合センターで行います。

※ 窓口を変更した場合でも、すでに受けている許可番号の変更はありません。

【指令番号（許可証の左上に記載）による窓口の区分】

指令番号 （県指令）	資循 （又は廃指） 第〇号	須セ 第〇号	央セ 第〇号	湘セ 第〇号	西セ 第〇号	上セ 第〇号
所管の 窓口	資源循環 推進課	横須賀三浦 地域県政総合 センター	県央地域 県政総合 センター	湘南地域 県政総合 センター	県西地域 県政総合センター	

- 届出書の提出及び問い合わせは各申請窓口に行ってください（郵送での提出も可能）。

問い合わせの受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。

- 原則として、申請者が自ら申請してください。申請者に代わって代理人が申請を行う場合には、身分を証明する書類の提示を求めることがあります。

2 変更届出書の提出

- 次のような変更が生じたときには、10 日以内（登記事項証明書の添付を要する届出については、30 日以内）に変更届出書を提出する必要があります。

【変更届出書提出の対象となるもの】

- ・ 事業の一部を廃止したとき（取り扱う産業廃棄物の一部品目の廃止、積替え保管の廃止）。
- ・ 個人の住所又は法人の本店所在地に変更が生じたとき。
- ・ 氏名（個人）又は法人の名称に変更が生じたとき。
- ・ 許可を受けた者が個人の場合で、政令で定める使用人に変更が生じたとき。
- ・ 許可を受けた者が法人の場合で、その法人の代表者、役員、株主等又は政令で定める使用人に変更が生じたとき。
- ・ 事業の用に供する施設（運搬車両・船舶）に変更が生じたとき。
- ・ 政令市の積替え許可の有無に変更があったとき。

- 変更届出書の提出は、郵送でも可能です。副本の返送が必要な場合は、返送用封筒（副本の重さに見合った切手を貼付）を同封してください。また、事前の予約は不要です。
- **本店住所の変更や代表者変更等、許可証の書換えを伴うような変更届出書を提出する場合は、副本用とは別に許可証送付用の令和6年10月1日以降の料金に対応したレターパックプラス（未対応の場合は80円分の切手を貼付したもの）か、490円（クリアファイルでの郵送希望の場合は、クリアファイルをご用意いただいた上で530円）分の切手（いずれも令和6年10月以降分料金・簡易書留代含む。）を貼付したA4封筒を同封してください。**

【廃止届出書・変更届出書の提出に関する注意事項】

- 変更届出書を提出するときには、**現許可証の写しを必ず添付してください。**
- **廃止届（収集運搬業の廃止）の場合は、廃止届出書と現許可証（原本）を提出してください。**
- 住民票や登記事項証明書等の公的な書類は、**届出書の提出日前3か月以内に発行されたものに限り（コピー不可）。**しかし、申請と同時に変更届出書を提出する場合や、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書を同時に提出する場合は、住民票、登記事項証明書（法人、土地）については、一方はコピーを添付書類として差し支えありません。

【変更届出書添付書類一覧】

以下の区分に従い、添付書類と併せて、**変更届出書**を提出してください。

※ 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、**変更届出書の余白に職名及び氏名を記載して職印を押印**してください。

※ 許可証の書換えを伴う変更届で、書換え後の許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、**申請者の押印がある委任状**も提出してください。

☒	申請書類	備考
【申請書類（様式）】		
☐	変更届出書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）様式第十一号（特別管理産業廃棄物の場合は、施行規則様式第十七号）	●行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則に基づき、変更届出書の余白に職名と氏名を記載の上、職印を押印してください。

【添付書類】

【運搬施設等に関する変更】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	運搬車両	☐ 既得の許可証の写し ☐ 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） ☐ 電子車検証の写し（又は自動車検査証記録事項の写し）（増車分のみ） ☐ 運搬車両写真（第6面）（増車分のみ）〔施行規則様式第六号の二〕	●許可申請と併せて変更届を提出する場合も 添付書類は省略できません。 ●運搬車両（船舶）一覧表については、記載列 p6 を参照の上記載してください。 ●運搬車両（船舶）一覧表の参考様式は、県ホームページから取得できます。

2	運搬船舶 ◎運搬に船舶を使用する場合は、提出書類等について確認させていただくため、提出前に一度ご連絡ください。	☐ 既得の許可証の写し ☐ 運搬車両（船舶）一覧表（参考様式） ☐ 船舶検査証書の写し（増船分のみ） ☐ 運搬船舶写真（第6面）（増船分のみ） 〔施行規則様式第六号の二〕	●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しが必要です。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。
---	---	--	---

【本店住所や役員等の変更】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	法人の名称	☐ 既得の許可証の写し ☐ 定款又は寄附行為の写し ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書	●許可申請と併せて変更届出書を提出する場合も添付書類は省略できません。 ●<u>住民票は、本籍が記載されており、マイナンバーの記載がないものを、外国人の住民票は国籍・地域が記載されたものを提出してください。</u> ●法人の登記事項証明書は、全部事項証明書（履歴事項証明書）に限ります。 ●役員・株主等に関する新旧対照表の参考様式は、県ホームページから取得できます。 ●誓約書は神奈川県知事宛てとしてください。
2	個人事業主の氏名	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	
3	法人の本店所在地	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書	
4	個人事業主の住所	☐ 既得の許可証の写し ☐ 届出者（個人）住民票（本籍又は国籍・地域記載）	

5	役員（代表者変更の場合を含む。）	☐ 既得の許可証の写し ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ☐ 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 ☐ 届出者（法人）の登記事項証明書 ☐ 住民票（本籍又は国籍・地域記載） ※誓約書・住民票は、新たに役員に就任した者についてのみ必要（取締役が代表取締役になる等、役職名の変更のみである場合は不要）	●「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月28日に施行されたことにより、誓約書の実印の押印が不要になりました。 ●改正廃棄物処理法及び同法施行規則が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、神奈川県では「登記されていないことの証明書」の提出が不要になりました。 ●新たに就任した者が、既に県で登録されていた場合（例：役員として県に登録されていた者が株主に新たに就任した場合）、その者についての住民票及び誓約書の提出は不要です。
6	株主・出資者	☐ 既得の許可証の写し ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ☐ 誓約書（第10面）〔施行規則様式第六号の二〕 ☐ 株主・出資者が個人の場合は住民票（本籍又は国籍・地域記載）、法人の場合は法人の登記事項証明書 ※誓約書・住民票は、新たに株主となった者についてのみ必要	

項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
7	政令使用人	☐ 既得の許可証の写し ☐ 誓約書（第10面）（施行規則様式第六号の二） ☐ 住民票（本籍又は国籍・地域記載） ☐ 役員・株主等に関する新旧対照表（参考様式） ☐ 産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面（参考様式） ※誓約書、住民票、産業廃棄物処理委託契約の締結権限を有していることが確認できる書面は、新たに政令使用人に就任した者についてのみ必要	

●個人事業主の申請で、法定代理人の該当がある場合は、別途担当窓口までお問い合わせください。

●**成年後見人が選任されていない旨の登記事項証明書は、提出不要です。**

【その他の変更】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	取扱品目の 廃止	☐ 既得の許可証の写し	
2	県内政令市 での 積替・保管 許可取得 又は廃止	☐ 既得の許可証の写し ☐ 県内政令市の許可証の写し ※県内政令市の許可証の写しは、新たに県内 政令市で積替・保管ありの収集運搬業の許 可を受けた場合に必要	
3	石綿含有産 業廃棄物 (汚泥) の 追記	☐ 既得の許可証の写し	

【廃止届】			
項目	変更事項	☒ 添付書類	備考
1	事業の廃止	☐ 既得の許可証の<u>原本</u>	